

■パブリックコメント意見及び回答(町の考え方)

No	ご意見	ご意見に対する町の考え方
1	全般的な施策の方向性についての意見 大津町をビジネスや観光で訪れる方々がリピーターとなり、「宿泊するなら大津町」と第一に選んでいただける町になることが最重要だと考えており、その視点から以下の4点を要望いたします。 1. 宿泊者の利便性向上と大津町の魅力度アップに直結する使途の明確化 宿泊税による税収は、実際に宿泊された方々が「大津町に泊まってよかった」と実感できるような、利便性や満足度が直接向上する施策に重点的に充てるべきです。町内の移動をスムーズにする二次交通の充実をはじめ、世界かんがい施設遺産や周辺の歴史的景観の整備・活用、さらに周辺飲食店への回遊性を高める仕組みづくりなど、宿泊者自身が大津町の魅力を直接体験できる具体的な還元策の提示を求めます。	【1. 宿泊税の使途について】 宿泊税の税収は、将来にわたって大津町を滞在交流拠点として魅力ある町にしてい くため、宿泊者の利便性向上、滞在環境の充実、町内での滞在・回遊の促進、住民 と宿泊者の共生などに資する事業の財源に充てる考えです。 パブリックコメント資料でも、二次交通の充実、多言語化、飲食店・観光情報の発信、 回遊マップ、案内表示、景観・環境整備などを使途の例として示しています。いただ いた歴史・文化資源の活用や飲食店等への回遊促進に関するご提案についても、今 後、具体的な使途事業を検討する際の参考とします。
2	2. 宿泊者の流出懸念への対策と他市町村との連携 現在、近隣の市町村では宿泊税が導入されていないため、価格面だけで比較された際に、大津町から他地域へ宿泊客 が流出してしまう懸念があります。大津町単独での導入による不利益を防ぐためにも、近隣市町村との連携を深めるとも に、「宿泊税を払ってでも大津町に泊まる価値がある」と思っていただけのような、大津町ならではの付加価値を打ち出 す施策を併行して行う必要があります。	【2. 宿泊者の流出懸念と近隣市町村との連携について】 宿泊税の導入に当たっては、税負担だけで宿泊先が選択されることのないよう、「宿 泊するなら大津町」と選んでいただけるだけの利便性や滞在価値を高めていくことが 重要と考えています。 今後、近隣自治体の制度導入状況や宿泊者の動向等も注視し、大津町ならではの 付加価値の向上に取り組めます。
3	3. 宿泊事業者へのシステム改修および事務負担に対する支援策の提示 特別徴収義務者となる町内の宿泊事業者にとっては、予約システムやレジの改修費用に加え、フロントでの徴収やお客 様への説明といった実務的な負担が重くのしかかります。事業者の経営や業務を圧迫しないよう、システム導入・改修等 に対する費用助成や、徴収事務の負担に対する交付金などの具体的な支援の方向性を、町としてしっかり示していただ くよう要望します。	【3. 宿泊事業者への支援について】 宿泊税は宿泊事業者が宿泊者から徴収し、町へ申告・納入する「特別徴収」の仕組 みであるため、宿泊事業者には制度導入に伴うシステム改修や、徴収・申告・宿泊者 への説明等の新たな負担が生じます。 このため、システム整備・改修等への助成、徴収事務に対する交付金、宿泊者説明 用ツールの提供などの支援を検討しています。具体的な内容については、宿泊事業 者の負担実態を確認しながら整理していきます。
4	4. 使途決定プロセスの透明性確保と外部検討委員会の設置 具体的な使途を決めるにあたっては、行政内部だけで完結させるのではなく、透明性と実効性を担保する仕組みが必要 です。毎年、観光事業者や有識者などを交えた外部検討委員会等の場で施策の妥当性や効果検証をしっかりと議論し、 その上で予算案を策定して議会に提案していくというステップを制度として組み込むことを求めます。	【4. 使途決定プロセスの透明性について】 宿泊税の使途事業の予算化に当たっては、毎年度、あらかじめ外部有識者等から意 見を聴取する場を設け、その意見を参考に、町が個別事業の内容等を整理した上 で、予算案として議会に提案する考えです。 また、特定の国籍を理由として宿泊者を一律に受け入れないという考えはありませ ん。宿泊税の税収は、受入環境の充実など、国籍にかかわらず来訪者が安全かつ 快適に滞在できる環境づくりにも活用していく考えです。
5	5. 宿泊税について、日本人には課税せず、外国人に課税するなど、国籍によって課税の取扱いを分けるべきである。ま た、外国人の受入れについても、国籍に応じて取扱いを検討すべきである。	宿泊税は、国籍にかかわらず、大津町内の宿泊施設に宿泊し、条例で定める課税要 件に該当する宿泊者にご負担いただく税として制度設計しています。このため、日本 人と外国人を区別して課税することは考えていません。 また、特定の国籍を理由として宿泊者を一律に受け入れないという考えはありませ ん。宿泊税の税収は、受入環境の充実など、国籍にかかわらず来訪者が安全かつ 快適に滞在できる環境づくりにも活用していく考えです。
6	そもそも対象者である旅行者の意見を主とするべきである 6. 宿泊事業者への支援 旅行者の為に旅行者から徴収したお金を直接宿泊事業者の為に使うのはそもそもの計画に反する 旅行者が増えて旅行者に還元されるのに増える前から旅行者の為に使うのは本末転倒 せっかくの原資をなぜ2時利益を受け取る2次対象者に使うのか？ 成功しなかったら、旅行者が旅行者に平等に還元するか？ 人は自分の利益を先ず優先する 目的に反する。	宿泊税を負担いただく宿泊者のニーズや満足度を把握し、使途事業に反映していく ことは重要と考えており、今後、宿泊者等の意見を把握する方法についても検討して いきます。 一方、宿泊税は、宿泊事業者が宿泊者から徴収し、町へ申告・納入する「特別徴収」 の仕組みであるため、宿泊事業者には、制度導入に伴うシステム改修や、徴収・申 告・宿泊者への説明等の新たな負担が生じます。 資料でお示した宿泊事業者への支援は、宿泊事業者の利益を補填することを目的 とするものではなく、宿泊税の徴収を適正かつ円滑に運用するために生じる追加的 な負担を軽減する観点から検討しているものであり、具体的な内容については、宿泊 事業者の負担実態を確認しながら整理していきます。 宿泊税の税収は、将来にわたって大津町を滞在交流拠点として魅力ある町にしてい くため、宿泊者の利便性向上、滞在環境の充実、町内での滞在・回遊の促進、住民 と宿泊者の共生などに資する事業の財源に充てる考えです。

※提出意見は、趣旨を損なわない範囲で要約・整理しており、個人が特定される情報や他者の権利利益を害するおそれのある表現等は、一部加工しています。